

平成 2 1 年 4 月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 1 年 4 月 1 3 日 (月)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成21年4月臨時会

日 時 平成21年4月13日(月)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

1番 岩本博子	2番 鴨打喜久男
3番 立花隆一	4番 西克彦
5番 尾崎利一	6番 粕谷久美子
7番 長瀬りつ	8番 二宮由子
9番 天目石要一郎	10番 大原明彦
11番 今野篤	12番 須藤博

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 荒井三男
副 管 理 者 尾又正則	助 役 窪田 治
会 計 管 理 者 小貫晴信	事 務 局 長 戸井田 豊
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 村野盛雄
計 画 課 長 市川三紀男	総務課長補佐 津嶋陽彦
計画課長補佐 片山 敬	総務課財務係長 下田 誠

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 小平・村山・大和衛生組合管理者の選任

議事日程（第1号追加の1）

- 第 1 議案第 5号 小平・村山・大和衛生組合職員勤務時間、休日、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議員の派遣について

午前 10 時 00 分 開議

議長【二宮由子】 おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、
ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会 4 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進
めさせていただきます。

日程第 1 会期の決定

議長【二宮由子】 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日 1 日限りといたしたいと思いま
すが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、このように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長【二宮由子】 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により、議長から
指名申し上げます。

4 番 西 克彦議員

6 番 粕谷久美子議員

12 番 須藤 博議員

以上、3 名の方をお願いいたします。

日程第3 諸報告

議長【二宮由子】 日程第3、諸報告を行います。

平成21年2月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果についての報告書の写しがございまして、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第4 小平・村山・大和衛生組合管理者の選任

議長【二宮由子】 日程第4、小平・村山・大和衛生組合管理者の選任を行います。

管理者でありました小林正則前小平市長が4月10日で任期満了となり、引き続き4月11日に小平市長に就任されました。

組合規則では、1名の管理者を置くことになっております。管理者の選任につきましては、規約第8条第1項及び第3項の規定により、議会において組織市の市長から選任することになっております。

この際、小平市長の小林正則氏を、現在欠員になっております小平・村山・大和衛生組合管理者に選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 異議なしと認め、よって、小平・村山・大和衛生組合管理者に、小平市長小林正則氏を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

議長【二宮由子】 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、管理者に選任されました小林正則小平市長からごあいさつをお願いいたします。

管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。

ただいま管理者に選任をいただきました小林正則でございます。

地方公共団体にとりまして、ごみ処理事業は主要な行政事務の 1 つでございます。とりわけ組織市 3 市及び組合におきましては、粗大・不燃ごみ処理施設の更新を含む 3 市共同資源化事業、そして、ごみ焼却施設の更新など、大きな事業がございます。一步一步着実に進めてまいりたいと存じます。

今後とも、組合議会の議員の皆様にご協力を得ながら全力で取り組んでまいりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、管理者に選任をいただきましたあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長【二宮由子】 ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたとおり、議事日程第 1 号追加の 1、第 1 議案第 5 号「小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び第 2 議員の派遣についてを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 5 議案第 5 号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤

務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長【二宮由子】 追加日程第1、議案第5号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第5号につきまして説明を申し上げます。

本案は、民間との均衡上、国及び東京都から求められておりました休息時間の廃止を行うとともに、本年度の人事院勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様に職員の勤務時間の短縮を図るなどの改正を行うものでございます。

具体的には、第1点目として、職員の正規の勤務時間の短縮でございますが、1週間あたり、現行の40時間を38時間45分に改めるものでございます。また、再任用短時間勤務職員につきましては、1週間あたり、現行の16時間から32時間までを15時間30分から31時間までに改めるものでございます。

第2点目として、休憩時間でございますが、現行、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜にわたる勤務の場合は1時間30分の付与を、6時間を超える場合は1時間の付与に改めるものでございます。

第3点目として、休息時間を廃止するものでございます。

第4点目として、子の看護休暇でございますが、現行1日、または半日の承認単位を、1日、または1時間に改めるものでございます。

第5点目として、本案附則において行う、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

内容は、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を支給する勤務の範囲及び職員の勤務1時間あたりの給与額算出の基礎となる時間を8時間から7時間45分に改めるものでございます。

また、勤務1時間あたりの給与額算出の改正については、組織市との給与の均衡が図られるよう、本年4月1日から適用する経過措置を設けるものでございます。

施行期日につきましては、本年5月1日を予定いたしております。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対しまして説明をし、了承を得ているところでございます。

以上が本案の内容でございます。

議長【二宮由子】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今説明を受けたんですけれども、ちょっとよくわかりづらいところがあるんですが、それぞれの勤務時間を、正規でいうと40時間から38時間45分にしたと。そのことに伴って配分されていた休息時間を廃止をしたというようなことになるんでしょうか。要するに、現行と比べて、職員にとってこれがどういう意味を持ってくるのかというのがよくわからないんですけれども、その点、ちょっと伺いたい。どの点が職員にとってはメリットがあって、どの点は不利益な点があるのかということでも結構ですけども、ご説明いただきたいんですが。

議長【二宮由子】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 この勤務時間の短縮と休息時間の廃止を同時に組み入れて行ったわけですが、現行、12時から12時15分までの間、

休息時間が設定されております。実質、現状では職員は15分の間、休憩と同様の時間をとっています。休息時間を廃止して休憩時間を1時間、12時から1時までとしましてもほとんど影響はないものと考えております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 メリット、デメリット。

藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 メリットでございますが、勤務時間が週40時間から38時間45分に短縮されたということでございますので、総体として勤務の拘束時間が減ること。それから、説明にもありましたけれども、時間外単価が若干上昇すること、以上がメリットでございます。

デメリットについてでございますが、8時半から17時15分までが勤務時間ということでございますので、デメリットはないものと考えております。

以上でございます。

議長【二宮由子】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【二宮由子】 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

追加日程第1、議案第5号 小平・村山・大和衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【二宮由子】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

議長【二宮由子】 追加日程第2 議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣につきましては、議長より提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 それでは、議員の派遣、平成21年度の組合議会行政視察につきまして、説明を申し上げます。

派遣の目的は、先進リサイクル施設及びごみ焼却施設の視察でございます。

日程につきましては、7月23日木曜日、7月24日金曜日の1泊2日で、移動は、貸し切りバスを利用いたします。宿泊先は、福島県いわき市内のホテルを予定いたしております。

視察場所でございますが、1日目は、埼玉県所沢市にございます所沢市東部クリーンセンターを視察いたします。

東部クリーンセンターは、平成15年度から稼働し、日量230トンの焼却施設及び不燃・粗大ごみ、資源ごみ、プラスチックを処理しているリサイクルプラザがございます。積極的な資源回収を行い、余熱を利用して発電及び場内の冷暖房等、熱エネルギーの有効利用と屋上緑化を行うなど緑化保全に努めている施設でございます。

2日目に視察を予定しております福島県いわき市リサイクルプラザでございますが、人口約34万7,000人市民の家庭から出る資源物の処理を行っております。

平成9年度から、びん、缶、ペットボトルを、さらに平成14年度からはプラスチックを処理し、体験学習コーナー、リサイクル展示等各種啓発機能を備

えた施設でございます。

なお、日程、パンフレット等の資料は、印刷物にいたしまして後ほどお送り
したいと思えます。

以上でございます。

議長【二宮由子】 説明が終わりました。

ご質問等ございますか。

議員を派遣する場合、地方自治法第100条第13項及び会議規則第78条
の2の規定により、派遣の目的、場所、期間等、議決が必要でございます。

お諮りいたします。

この際、平成21年度小平・村山・大和衛生組合議会議員の派遣、行政視察
につきましては、配付いたしました日程の内容で実施したいと考えております
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【二宮由子】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会4月臨時会を閉会いたし
ます。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 二 宮 由 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 西 克 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 粕 谷 久美子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須 藤 博